

令和 8 年度

自然災害時の緊急対応一覧

保存版

「特別警報」「暴風警報等」「震度 5 弱以上の地震」の対応について一覧にしました。同時配布の各プリントに詳細を記載しております。合わせてご覧ください。

令和 8 年 4 月 5 月 1 日
京都市立第四錦林小学校

	登校前	解除された場合	在校中
暴風警報 避難指示 緊急安全確保	解除されるまで自宅待機。	午前 7 時までに解除 … 平常授業 午前 9 時までに解除 … 10 時 30 分頃 (中間休み中) に登校 午前 11 時までに解除 … 13 時 30 分頃 (掃除時間中) に登校 ※給食中止 それ以降に解除 … 臨時休業	直ちに臨時休業 「すぐーる」等で連絡した後、 児童引き渡し (状況に応じて集団下校の場合あり)。
「特別警報」	臨時休業 ※ただし、深夜 0 時までに解除された場合は、次の 13 時 30 分頃に登校 (右欄参照)。	深夜 0 時までに解除 … 13 時 30 分頃 (掃除時間中) に登校 ※給食中止 深夜 0 時以降に解除 … 登校せず臨時休業	直ちに臨時休業 「すぐーる」等で連絡した後、 児童引き渡し ※深夜 0 時までに解除された場合は、次の 13 時 30 分頃に登校 (左欄参照)。
震度 5 弱以上の地震	次は登校せず、臨時休業。 休業日・休業日前日に発生した場合も同じく、登校せず臨時休業。	地震による臨時休業とした場合、登校の再開については、学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて連絡がある。	直ちに臨時休業 「すぐーる」等で連絡した後、 児童引き渡し